在宅療養機器予備電源確保事業費補助金の流れ

全 体 像

補助対象経費

補助対象経費	補助基準額	補助率
自家発電装置(発電機)購入費	200千円	3分の2
吸引器(バッテリー駆動式)購入費	100千円	3分の2

(注)1　自家発電装置については、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのないものであること。申請に当たっては安全性について人工呼吸器取扱事業者と十分に相談すること。

2　吸引器については、家庭用一般電源を使用せずに、当該在宅療養患者が通常1日に実施する回数の吸引を可能とすることを目的とするバッテリー駆動式であること。

申請書等提出先、連絡先

〒812－8577　福岡市博多区東公園7－7
福岡県保健医療介護部 医療指導課在宅医療係　猪毛尾(いけお)
電話　092－643－3275　FAX　092－643－3277
メールアドレス　ikeo-k8191@pref.fukuoka.lg.jp

在宅療養機器予備電源確保事業費補助金　事務処理の流れ(医療機関)

在宅療養機器予備電源確保事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　在宅療養機器予備電源確保事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、在宅において人工呼吸療法を受けている患者（以下「在宅療養患者」という。）の震災、豪雨等災害に伴う停電時における安全の確保のため、在宅療養患者に対する人工呼吸療法を実施又は支援する医療機関に対し、予め予備電源等の物品の購入に要する経費について補助を行う。医療機関は停電発生時に速やかに在宅療養患者に予備電源等物品を無償貸与し、在宅療養患者の安全及び安心をより確実なものとすることを目的とする。

（交付対象者）

第３条　補助事業を実施できるものは次に挙げるものとする。

（１）県内に居住する在宅療養患者に対し、人工呼吸療法を実施する県内の医療機関

（２）緊急時において人工呼吸器の保守管理事業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等と連携し、在宅療養患者の安全を確保するための指導等を行う県内の医療機関

（交付の対象経費）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、停電等による数時間の人工呼吸器の停止が在宅療養患者の生命の維持又は、疾病の状態に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該患者の安全確保のために必要とされる別表に掲げる物品購入費とする。

２　補助対象経費の区分、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

３　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の除外要件）

第５条　交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

（２）法第２条第６号に規定する暴力団員が役員となっている団体

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員となっている団体

（４）次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア　暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
イ　暴力団員が実質的に運営している団体
ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
エ　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
オ　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

（交付の条件）
第６条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
（１）補助事業により取得した財産については規則第２０条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
（２）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
（３）補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
（４）補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。
（５）事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）
第７条　事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式１により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

（交付決定の通知）
第８条　知事は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式２により事業者に通知するものとする。

（事業変更等の承認）
第９条　事業者は、補助事業の内容変更（補助金の交付額が増額とならない範囲において、事業に要する経費の１０％以内の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式３により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
２　知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）
第10条　事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式４に

より知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消）

第11条　知事は事業者が規則第４条の２及び第５条に規定する事業者であることが判明した場合又は第７条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消すものとする。

（概算払の請求）

第12条　事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式５により知事に請求しなければならない。

２　知事は前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第13条　事業者は補助事業が完了したとき、その日から起算して１月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から１月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに、様式６により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条　知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第４条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

附　則

この交付要綱は、平成２５年１１月５日から施行し、平成２６年度までの補助金に適用する。

別表

区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
人工呼吸器駆動用予備電源等	自家発電装置（発電機）購入費	２００千円	3分の2
家庭用一般電源を要しない在宅療養患者用器材	吸引器（バッテリー駆動式）購入費	１００千円	3分の2

（注）1　自家発電装置については、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのないものであること。申請に当たっては安全性について人工呼吸器取扱事業者と十分に相談すること。

2　吸引器については、家庭用一般電源を使用せずに、当該在宅療養患者が通常1日に実施する回数の吸引を可能とすることを目的とするバッテリー駆動式であること。

「在宅療養機器予備電源確保事業費補助金」の申請にあたっての留意事項

必ずお読みください

【目的】

○　この補助金は、在宅において人工呼吸療法を受けている患者（以下「在宅療養患者」という。）の震災、豪雨等災害に伴う停電時における安全の確保のため、在宅療養患者に対する人工呼吸療法を実施又は支援する医療機関に対し、予め予備電源等の物品の購入に要する経費について補助を行います。

○　医療機関は停電発生時に速やかに在宅療養患者に予備電源等物品を無償貸与し、在宅療養患者の安全及び安心をより確実なものとすることを目的とします。

【申請者】

○　この補助金の申請ができるのは、人工呼吸療法を実施する県内の医療機関です。申請者は医療機関の長となります。

○　申請される医療機関においては、停電時における在宅療養患者の安全確保を図るため、日頃から医療機器の保守管理業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業者、その他の関係者と連携し、在宅患者及びその家族への指導・支援に努めてください。

【対象となる在宅患者】

○　停電による数時間程度の一般電源の遮断が、当該患者の生命維持や疾患の状態に重大な影響を及ぼすおそれのある人工呼吸器使用患者で県内在住の者が対象となります。

【個別報告調書の提出】

○　貸与にあたっては、在宅療養患者本人ないしは主たる介護者（家族等）の署名をし、県医療指導課へ提出をお願いします。（「個別報告調書」の所定の欄に署名）

【自家発電装置】

○　自家発電装置は、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのあるものは補助対象としていません。使用している人工呼吸器の保守点検事業者ないしは医療機器メーカーに必ず確認の上、申請を行ってください。

○　自家発電装置の使用・点検・調整及び燃料の取扱いについては、取扱説明書並びに電気事業法、消防法、火災予防条例その他の法令に定める内容に従って、申請者及び使用者の責任において行ってください。

○　現在販売されている自家発電装置はほぼ屋内使用は厳禁とされています。火災や一酸化炭素中毒のおそれがありますので屋内では使用しないでください。屋外でも換気の悪い場所での使用は危険です。また、雨天の際は感電のおそれがありますので使用が禁止されているものがあります。

○　ガソリンを使用する機種では、1ヶ月程度使用しないとガソリンが劣化する可能性があり、この場合、ガソリンを抜いて保管することになります。燃料の保管方法については発電装置メーカー及び所轄消防署に確認し、指示に従ってください。

【その他】

○　交付決定前に購入した物品については、補助対象となりません。

○　交付決定を受けた後に品目を変更することはできません。変更が必要な場合は、一度申請を取り下げ、あらためて申請を行うことになります。

○　補助金の交付を受けて取得した物品は、交付の目的に反して使用したり、譲渡したりすることはできません。偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

平成25年度「在宅療養機器予備電源確保事業費補助金」の事務手続きについて

スケジュール

医療機関の事務

（１）購入される場合は、購入前に医療機関から県へ申請書等の提出をお願いします。
平成26年１月末日までに申請書の提出をお願いします。
様式１（第７条関係）　交付申請書
様式１－２　経費所要額調
様式１－３　事業計画書
様式１－４　誓約書
その他参考となる書類があれば添付ください。
＊福岡県の債権者登録をされていない医療機関は、登録の手続きが必要です。

県の事務

（２）県から医療機関へ
交付額を決定し、交付決定通知書、様式２（第８条関係）を県から医療機関へ送付します。

医療機関の事務

（３）物品の購入
交付決定日以降に物品の購入をお願いします。
物品の購入は、平成26年３月上旬までに終了してください。

（４）事業の実績報告
実績報告書の提出は、購入日から１ヶ月以内にお願いします。最終提出期限は平成26年４月５日です。
報告に必要な書類
様式６（第１３条関係）　実績報告書
様式６－２　経費所要額精算書
様式６－３　事業実績報告書
＊資料として、物品購入費の領収書（品名・型番記入）の添付をお願いします。

県の事務

（５）県から医療機関へ
実績報告を受け、県から医療機関へ額の確定通知を送付いたします。基本的には精算払いですので、額の確定後、医療機関の口座に補助金を振り込みます。

【提出先、連絡先】
〒８１２－８５７７　福岡市博多区東公園７－７
福岡県保健医療介護部 医療指導課在宅医療係　猪毛尾（いけお）
電話　０９２－６４３－３２７５　FAX　０９２－６４３－３２７７
メールアドレス　ikeo-k8191@pref.fukuoka.lg.jp

発電機貸与の対象機種例

防音型ポータブルインバータ発電機:GE-1600SS-IV

参考価格:203, 000円

ガソリン使用なので、取扱に注意が必要です。専用タンク(空状態)補充は各自ガソリンスタンドで給油。セルフ式のスタンドでの給油はできませんので、ご注意ください。

Denyo

アウトドアやイベント、野外作業、
もしもの災害時に大活躍!1600W!

- 1.6kVAながら20kgの軽量ボディを実現!
- 直流12Vバッテリー充電専用コンセント付。
- 交流(AC)20Aコンセント×2
  (合計16Aまで)

インバータ制御

電子ブレーカー

エンジン自動回転制御

オイルセンサー

直流出力

超低騒音型

GE-900B / GE-900P

参考価格:177, 450円

カセットボンベ・ガスボンベは付属していません。並列運転はできませんので、ご注意ください。

型式		GE-900B	GE-900P
定格出力	交流	100V—850VA(50/60Hz)	
	直流	12V—8.3A	
電圧調整方式		インバーター方式	
エンジン形式		空冷4サイクルOHVガスエンジン	
使用燃料		ブタン(カセットボンベ)	プロパン
使用温度範囲		10℃~40℃	−15℃~40℃
定格連続運転時間		約1時間(ボンベ2本)	約10時間(5kgボンベ)
騒音値		60dB(A)(定格負荷時/7m)	
乾燥重量		21kg	20kg
全長×全幅×全高		400×[illegible]mm	

防災向け低圧LPガス発電機 **EU9iGP**

定格出力	乾燥質量	燃料
900VA	13.4kg	低圧LPガス

※LPガスをご使用の一般家庭において、ガス機器に使用されているガス圧力(2.0~3.3kPa)。

参考価格:200,000円
設置費など個人負担が必要。(専用BOX、工事費自己負担。)
マンションなど集合住宅は管理者への確認が必要。

□ **ガソリンを燃料とした自家発電機　ホンダ EU16i**

よい点；高容量である（人工呼吸器＋酸素濃縮機＋加温加湿器の他、家電も使える）

注意点；使わないときでも３ヶ月に一回はエンジンをかけてメンテナンスが必要

１年に一回はエンジンオイルを交換（共通）

インバーター発電機

幅広い電気機器が使えるポータブル発電機！

一般家庭の15Aコンセントで使用する電気機器の
ほとんどに対応でき、アウトドアライフをさらに拡大。

EU16i ￥207,900（税抜￥198,000）

Hondaの安心補償制度Ho！
（賠償責任保険付）
対人：1億円　対物：1000万円

国土交通省指定97年規制
超低騒音型建設機械

◆機能・性能一覧

幅 29cm　x 高さ 42.5cm　x 奥行き 51cm

□ **カセットボンベを燃料とした自家発電機　ホンダ EU9i GB**

よい点；カセットボンベが使えて手軽である

注意点；容量が小さく、人工呼吸器＋酸素濃縮機＋加温加湿器までしか使えない

１年に一回はエンジンオイルを交換（共通）

※カセットボンベは別売りです。

Gas Power
エ・ネ・ポ
enepo
EU9iGB

はじめての人にもカンタン
カセットボンベで
外でもコンセント！

enepo取扱店はこちら

EU9iGB
メーカー希望小売価格（税込）
￥104,790（税抜￥99,800）
JANコード：4945943208020

定格出力：　燃焼質量：　使用燃料：　連続運転時間：

※カセットボンベの内容量を250gとした場合。
※1/4負荷、エコスロットルON時。
実際の使用条件により異なる場合があります。（Honda測定値）

幅 36.5cm　x 高さ 52.4cm　x 奥行き 26.2cm

発電機！その使い方は安全ですか？

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会
URL:www.lema.or.jp

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会
URL:www.lema.or.jp
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-31
TEL:03-3260-9101 FAX:03-3260-7965

NITE・製品安全センター
URL:www.jiko.nite.go.jp/

監修 経済産業省
URL:www.meti.go.jp/product_safety/

※事故情報、リコール情報は上記記載の「NITE・製品安全センター」および「経済産業省」のURLでご確認いただけます。

発電機はご使用になる前に、必ず取扱説明書をよく読み正しくご使用ください。

エンジン発電機を安全にお使いいただくために。

作業をはじめる前に

●運転する前には必ず点検を

傷んだケーブルや、接続ネジの締め付けが不十分だと、発電機や電動器具を破損したり、感電や漏電の原因となり大変危険です。ケーブルの傷みは修理し、確実に接続ネジを締め付けてください。

●換気に注意

排気ガスには、有害なCO（一酸化炭素）が含まれています。COを吸いこむと、CO中毒により命を落とす可能性もあります。排気は必ず風通しのよい場所に向けてください。
室内、車内、倉庫、トンネル、井戸、船倉、タンク内などや換気の悪い場所では発電機を絶対に使用しないでください。
また、排気が人家に入りそうな路上などでも絶対に使用しないでください。

●発電機は水平に設置

発電機は平坦で堅い場所に置いて使用してください。
小石、土、砂利などで凸凹していたり、軟らかい所や傾斜地では使用しないでください。発電機が転倒し、発電機本体や電動器具の故障だけではなく、思わぬ事故を起こす可能性があります。

●雨や水のかかる場所では使用しない

雨や水で濡れた発電機や電動器具を使用したり、また、濡れた手で操作すると感電することがありとても危険です。

●火気厳禁

燃料、油脂、不凍液（原液）は引火性の強い危険物です。取り扱いには十分注意し、タバコ、ライターなどの火を近付けないこと。また、火気を使用する近くには絶対に設置・保管しないようにしてください。

作業中

●作業中はまわりに燃えやすい物を近づけない

発電機から出る排気ガスは熱くなります。まわりに危険物（油脂類、プラスチック、火薬など）や燃えやすいもの（わらくず、紙くずなど）は近付けないでください。また、発電機の周囲を囲ったり、箱をかぶせたりしないでください。発電機本体や電動器具を損傷するだけでなく、思わぬ事故を起こす可能性があります。

●火傷や感電に注意

使用中や停止直後の発電機はエンジン本体やマフラなどが非常に熱くなっています。エンジン本体やマフラなどに触れたり、物をのせないでください。火傷や火災事故を引き起こすおそれがあります。また、運転中は出力端子には絶対触れないようにしてください。感電や火傷をするので危険です。

●異常を感じたらすぐにエンジンを止める

使用中に音、におい、振動などで異常を感じたら直ちにエンジンを停止し、お買いあげ販売店またはサービス店にお申しつけください。

●燃料の補給はエンジンを止めてから

燃料は非常に引火しやすく、また、気化した燃料は爆発して死傷事故を引き起こすおそれがあります。燃料を補給するときは、必ずエンジンを停止し換気の良い場所で行ってください。

●発電機から離れる場合はエンジンを止めてから

発電機から離れるときは、必ずエンジンを止め、発電機本体から電動器具のコンセントを外してください。いたずらなどで電動器具が動きだし、思わぬ事故を起こす可能性があります。

作業後

●水洗いはしない

発電機の電装部品の故障やショートを起こす可能性があります。また、湿気や凍結により使用時に感電するおそれがあります。保管する場合も雨や雪に濡れない所に保管してください。搬送の際はカバーなどを掛け雨などがかからないようにしてください。

●長期保管は燃料を抜いて

長期保管前には、燃料タンク、キャブレータ（気化器）内の燃料を抜き取り、発電機を火気や、湿気、凍結のおそれのない所に保管してください。抜き取った燃料は火災や爆発の危険性がありますので適切な処理をしてください。

●点検や清掃はエンジンを止めてから

点検や清掃をするときは必ずエンジンを停止し、誤ってエンジンが始動しないようにエンジン スイッチを切り、点火プラグキャップを取り外して行ってください。
また、エンジン停止直後のエンジン本体やマフラなどは非常に熱くなっています。火傷をしますので、各部が十分に冷えてから作業を行ってください。

安全ラベル

発電機を安全に使用していただくために、本体には安全ラベルが貼ってあります。安全ラベルをすべて読んでからご使用ください。
ラベルは、はっきりと見えるように、きれいにしておいてください。